

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	雲南	01 地域福祉施策	04 その他	日常生活自立支援事業の体制の整備・維持	<p>「日常生活自立支援」というエンパワメントの視点に立った、生活困窮者の支援を充実させていくためには、単発的で一時的な支援ではなく、利用者に寄り添い、自立に向けた目標を共有しながら、共に達成を目指していくような、伴走型による支援を継続的に実施できる体制の確立が不可欠である。これを可能とするための適正な人員が必要であり要望する。</p> <p>生活困窮者自立支援法の施行に伴い、地域福祉関係事業の見直しが生労働者により進められている。</p> <p>特に日常生活自立支援事業については、これまでのセーフティネット支援対策事業費補助から、同法のその他の事業として、補助基準の削減が予定され、平成27年度は激減緩和措置として、これまでの補助金額が継続された。</p> <p>しかしこの事業は、判断能力が十分でない方への福祉サービス利用援助や日常の金銭管理などを行う事業であり、同法と一纏めにするには厳しいと感じているが、それ以上に、この事業を利用される方にとって、なくてはならない事業となっている。</p> <p>その上で、これまでこの事業を実施するには、地域の支援員としての協力体制や嘱託職員の献身的な努力があるから成り立つ事業である。</p> <p>これまでも、体制の整備を強く要望してきたにも関わらず、今回の見直しにより大幅な補助金の削減が予定されることは、利用者にとって生活の維持が難しい状況であり、この補助金削減について見直しをいただき、更にこの事業の体制整備を要望する。</p>	<p>日常生活自立支援事業については、国の制度改正によって、平成27年度よりセーフティネット補助金から生活困窮者自立支援事業に組み込まれ、限られた財源を公平に分配するという観点から、新たに利用者数に応じた補助基本額（上限）が示されました。</p> <p>これによると従来の補助額が減額となり事業に支障が生じる恐れがあったため、今年度は激減緩和措置が設けられており、県ではこの措置に基づき補助額を算定しています。</p> <p>一方、来年度以降の基準額については、国で改めて検討を加えることされているため、事業実施主体が安定した事業を行えるよう、今年8月、中国・四国九県民生主管部長により厚生労働省に対し補助単価については適正な単価を設定するよう要望しています。</p> <p>県としては、今後の国の動向を注視していきたいと考えています。</p>	<p>県では、平成28年度当初予算において、全庁で一般施策経費については前年度当初予算額（一般財源）から1割削減する方針のもと予算編成を行いました。</p> <p>ご指摘のとおり当事業は判断能力が十分でない方の生活を支える重要な事業であることから、こうした厳しい予算編成過程においても、当事業の予算確保に努めました。結果として平成27年度の事業費を下回る予算額（対前年度比94%）となりました。</p> <p>今後とも、厳しい財政事情の中で必要な予算額の確保に努めるとともに、市町村における取組状況などを踏まえ、持続可能な権利擁護体制の確保策について検討を行ってまいります。</p>	地域福祉課	雲南市社会福祉協議会	9月3日
2	雲南	01 地域福祉施策	04 その他	社会福祉法人制度改革について	<p>イコールフットイングの問題が大きくクローズアップされているが、本質的課題を洗い出す必要がある。</p> <p>県レベルで老施協、経営協等との連携を深められ、市町村社協との共同事業があれば提案いただきたい。</p> <p>その上で、法人の統一見解が欲しい。</p>	<p>社会福祉法の改正案については、現在、国会で審議中のため、詳細は明らかとなっていませんが、改正内容の詳細がわかれば、各市と相談の上、県内で制度改革について説明する場を持ちたいと考えています。</p> <p>法改正の趣旨としては、社会福祉法人が地域で果たす役割への大きな期待があると考えられますが、現時点では、地域における個々の法人の取組や、法人間の連携などが想定されているところです。</p> <p>県においても、引き続き、老施協、経営協、保育協など関係団体との情報交換、連携に努め、そうした取組を支援していきたいと考えています。</p>	<p>社会福祉法の改正案については、平成27年の通常国会において継続審査となりましたので、平成28年の通常国会で審議中となっています。従って、引き続き審議の状況を見守り、法案成立後、改正内容の詳細について国から提示があり次第、説明会を計画したいと考えています。</p> <p>県内でも、各施設種別団体を中心に様々な動きがあることは承知しており、各団体との情報交換と連携に努めていきます。</p>	地域福祉課	雲南市社会福祉協議会	9月3日
3	雲南	04 高齢者施策	01 介護保険制度	介護予防・日常生活支援総合事業移行について、適正で公平な制度設計を指導していただきたい。	<p>各自自治体ごとに大きな格差が生じる可能性があり、県レベルでの一定の調整や情報の共有を要望する。</p> <p>島根県の情報発信力が低く、市町村丸投げでなく、地域創生を含めた、しまね流の総合事業を示していただきたい。</p>	<p>市町村ごとに地域の実情・課題は異なり、地域住民の生活を支える社会資源も様々であるため、新しい総合事業においては、市町村ごとに、各地域のニーズや実情に応じて、それぞれの創意工夫によりサービスを提供・開発していくことが必要であると考えます。</p> <p>県としては、こうした市町村の創意工夫による取組みを支援するため、県内外の取組状況をこまめに情報発信していきたいと考えています。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10/5：総合事業の市町村担当者向け研修会を予定</li> <li>・介護予防の取組に当たってはリハビリ専門職の活用が有効であるが、その配置状況には地域偏在があるため、広域の見地から県内での派遣調整を検討中</li> </ul>	<p>県では、この間、研修会をはじめ様々な機会を通じて市町村や関係機関・関係者に対し情報提供等を行っており、市町村の意見も伺いながら新しい総合事業の円滑な移行に向け、引き続き必要な支援を行ってまいります。</p>	高齢者福祉課	雲南市社会福祉協議会	9月3日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
4	雲南	01 地域福祉施策	03 生活福祉資金	生活福祉資金相談員の確保、雇用の継続について強く要望する。	<p>現在、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金により、平成25年度から生活福祉資金相談員を配置している。相談員は、総合支援資金を含めた生活福祉資金全体の借入相談から、貸付後の継続的な相談支援・償還指導等を受け持ち、借受人の自立を支援する上で、極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>本会としては、ハローワーク等との連携により伴走型の支援が始まったばかりであり、生活困窮者自立支援法施行後においてはさらに重要性を増している。このことを踏まえ、相談員の設置制度の継続を要望する。</p> <p>さらに、島根県内の経済情勢の低迷や、これに伴う就業・雇用情勢が厳しさを増す中で、離職による収入源の喪失、就業先の雇用環境の悪化による低所得化など、経済的な課題により生活に困窮する世帯が増えつつある。</p> <p>生活福祉資金事業は、従来のような「当該世帯の経済困窮に対する生活費の補填」という一時的な対症療法的な運用ではなく、当該世帯の自立支援を目的に実施され、複合的な課題解決のための総合的な生活支援施策の一翼を担う事業としての運用が求められる中で、これを担う相談員の配置は必須である。</p>	<p>緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源した生活福祉資金相談員の配置については、リーマンショック以降の低所得者等に対する緊急対策として平成26年度まで実施しました。</p> <p>国では、相談者数がリーマンショック後の当時と比して落ちていることや平成27年度から生活困窮者自立支援法に基づく支援が始まることから、効率的な執行を図っていく必要があるとした一方で、市町村社会福祉協議会における適正な相談体制の確保や償還指導も重要であるため、平成27年度においては、貸付原資を取り崩して継続配置の財源に充てることが可能となりました。</p> <p>平成28年度以降の対応は、国で事業の分析を行った上で検討するとされていることから、県では今後の動向を注視しています。</p>	<p>平成28年度においても貸付原資取崩しの取扱いが経過措置として認められましたので、県社協から市社協に対し相談員配置にかかる所要の経費が交付される予定です。</p>	地域福祉課	雲南市社会福祉協議会	9月3日
5	雲南	04 高齢者施策	01 介護保険制度	過疎地における居宅介護事業について、県の補助制度の創設	<p>中山間地域における少子高齢化、生活環境の脆弱化等、様々な要因により急速に進む人口減少。</p> <p>このような条件不利益地域においても、「この住み慣れた地域で住み続けたい」との思いは変わらない。</p> <p>これまで生活支援として、訪問介護サービスや通所介護サービスは、安否確認や孤立防止、身体の保清、介護予防、生活維持等、役割は大きく、今後このサービス提供体制がかかることで条件不利益地域での人口減少はさらに進むと考えられる。</p> <p>このような中、今回の介護報酬の改定に伴い、通所介護事業、訪問介護事業を中心として、介護報酬が大幅に引き下げられた。</p> <p>移動距離の長さ等、これまで条件不利益地域においては、事業者が多大な経費負担をしているのが現状である。</p> <p>さらには、市町村合併以後、雲南市においては、コムスン、県事業団、雲南病院等の訪問介護事業の撤退、訪問入浴介護事業に至っては、雲南地域で平成16年11月時点では5事業者あったのが、現在では1事業者のみとなった。</p> <p>そしてこの度の報酬改定以降、居宅介護支援事業所の撤退や、訪問介護事業の縮小があった。</p> <p>コムスン以外は、いずれも採算性が取れない状況によるものであり、条件不利益地域においては、今回の法改正によりさらなる撤退も考えられる。</p> <p>このような地域での、事業所支援策を講じるよう要望する。</p>	<p>中山間地域においては、利用者宅が点在し、移動に時間を要することから効率的な事業運営が難しい状況であることは承知しています。</p> <p>県では、こうした地域における事業者の安定的な運営を確保するため適正な公費負担のあり方を検討するよう国に対し要望しています。</p> <p>また、県としても、各地域の状況を把握している市町村と連携を図りながら、ニーズを踏まえた支援策を検討してまいります。</p>	<p>離島・中山間地域のサービス提供困難地域への支援策として、平成28年度から、訪問入浴介護や通所介護を行う上で必要となる福祉車両の購入費の一部を助成する事業を行います。</p>	高齢者福祉課	雲南市社会福祉協議会	9月3日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
6	雲南	01 地域福祉施策	01 民生委員	(1) 民生委員・児童委員定数の確保について (2) 法定単位民生児童委員協議会活動補助金の増額について (3) 民生委員・児童委員活動施策費新設について	(1) 平成28年12月の一斉改選に伴う、現行定数の確保について要望します。 (2) 法定単位民生児童委員協議会活動補助金は、平成25年度民生委員一人当たり7,400円、平成26年度は、07,000円、そして今年度は、前年度対比200円増額の07,200円としていただきましたので、平成28年度は現行金額以上の増額を要望します。 (3) 民生委員・児童委員活動を、より円滑に行うための施策費の新規増額について要望します。	(1) 現行定数については、市町村から意見を聴き議会に諮り条例で定めたという必要な手続きを踏んだものであることから、次の改選では現行定数を基本として、今後示される国の参酌基準や市町村の意見を参考に検討していきたいと考えています。 (2) 法定単位民生児童委員協議会に対する活動費補助金については地方交付税（基準財政需要額）の算入額全額を各協議会に配分してきましたが、近年、地方交付税算入額（基準財政需要額）の減少に伴い補助基準額の減少が続いていたため、補助基準額の減少により民生委員活動に支障が生じないよう財政部局と協議し7,000円から7,200円に引き上げたところですが、現在でも地方交付税算入額（基準財政需要額）を超える予算をつけているため、更なる増額は国の財政措置が拡充しなければ難しいと考えています。このため、今年度、島根県の提案により中国・四国九県で、国に対して交付税措置の拡充を求めています。今後もこうした要望活動を行っていきます。 (3) 民生委員・児童委員活動費の新設・増額については財政上の課題等がありますが、全国知事会を通じ、国の来年度予算に対して、民生委員等による見守り・支え合い体制の構築に向け十分な財源を確保するよう要望しており、こうした取組を通して活動の円滑化に努めていきたいと考えています。 また、民生委員・児童委員の活動内容をPRする方法についても、今後、検討していきたいと考えています。	公聴会時の回答と同じ	地域福祉課	雲南市民生児童委員協議会	9月3日
7	雲南	04 高齢者施策	01 介護保険制度	介護保険居宅サービス等一覧P83	居宅療養管理指導の事業所数が、みなし指定事業所を除くとあるが、みなし指定事業所の方が20倍近くあると思うが（薬局）、みなし指定事業所も含めないと現状が分からないのではないのでしょうか？	みなし指定事業所については、保険医療機関等の指定をもって、指定を不要とする届け出が提出されない限り、居宅療養管理指導等の指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなされます。 この場合、居宅療養管理指導の事業所としては、指定訪問看護ステーションのほか、みなし指定事業所として病院・診療所及、薬局等が該当し、これらを含めると1,116事業所（予防も同数）となります。（薬局のみであれば317事業所）	来年度から、「介護保険居宅サービス等一覧」にはみなし指定事業所数も記載します。	高齢者福祉課	島根県薬剤師会雲南支部	9月3日
8	雲南	03 地域保健対策	05 食の安全安心	食糧と生命について	・食糧は命の源であり、継ぐものである。 最近、グルメ、美味しい等ファッション的価値観が優先されているが、確かに食物の多様化が進んでいますが、TPPなどグローバル化も進み、海外から珍しく、又安い食料品を輸入し、食物を空気のように扱っていますが、世界的に異常気象がいつどこで訪れるかわかりません。 基礎的食糧の安定的生産こそ、国民の安心感につながっていくと思います。（食糧の安保） ・しかも食するに当たっては、「五×五の遊び」で食することをもっと進めて欲しい。	健康づくりや介護予防の観点からも「食」は重要であると認識しており、食育については県でも農林水産部や教育委員会と連携して、様々な関係団体や民間企業により、地産地消や子どもからの普及啓発によって推進しています。 健康福祉部では「健康な食」の観点から、うすあじ（減塩）、バランス食の普及啓発に努めています。うすあじで季節毎の食材により多くの食品がとれることから、和食の良さを活かした食生活をすすめています。 今年度から、島根県調理師会連合会に、地域で食育を推進するための人材育成の研修会を委託したところです。 そのような人材を活かして健康な食の大切さはもとよりおいしい・楽しいためになる食育を今後も進めていくこととしています。 食品衛生協会においても、「五×五の遊び」で食することをさらに推進していただき、県民の食を通じた健康づくりに引き続きご協力いただきたいと思います。	今年度の食育の事業についても、地産地消を担当する農林水産部や関係団体とも連携して取り組みました。 中でも、11月22日に開催した食育まつりでは、手作りや和食の良さを体験できるブースも多く出展していただき、「五×五の遊び」の要素を取り込んだ情報発信ができました。	健康推進課	島根県食品衛生協会雲南支部	9月3日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
9	雲南	06障がい施策	02精神保健	精神保健ボランティアについて	<p>精神保健ボランティアを県の事業として養成しましたが、その受け入れ先がなかなかありません。</p> <p>ボランティア養成講座を修了したにも関わらず、ボランティア先がないと言うことは、ボランティアにせっきく申し出ていただいたのもったいないと思います。</p> <p>受け入れ先が精神保健ボランティアについて、あまり認識がないように思われます。ただのボランティアとしてではなく、精神保健ボランティアとして特化していますので、その点をご理解いただけるよう事業所への指導をお願いします。</p> <p>また、ボランティアに行く中で、精神当事者への対応があまり出来ていないと思われる事業所が見られます。身体、知的とは、精神の当事者は状況が違いますので、職員に対する十分な研修、指導をお願いします。</p> <p>そのことが、ボランティアが活躍できる豊かな地域になると信じています。</p>	<p>精神保健ボランティアについては、精神障がいの正しい理解と心の健康づくりについてのボランティア活動への参加を目的として、平成10年から各保健所（健康福祉センター）において養成を行うとともにボランティア組織の育成を支援してきました。</p> <p>平成16年からは県内すべての圏域において、ボランティア組織が立ち上がり、それぞれに自主的に活動がされてきたものと認識しております。</p> <p>ご活躍いただく機会としては、県や市町村が実施する講演会や交流会等への参加をはじめ、地域活動支援センター等における当事者の方との談話や見守りなどが考えられます。今後とも、精神保健福祉の理解を深めていくため、ご協力くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、障がい福祉サービス事業所における精神障がい者への理解が深まるよう、今後も努めてまいります。</p> <p>また、事業者側のニーズも聞きながら、ボランティア活動ができる場を見つけていきたいと考えているので、雲南保健所から個別に相談させていただきたい。</p>	公聴会時の回答に同じ	障がい福祉課	つくしの会	9月3日